建設工事から生ずる産業廃棄物の処理に関する特記仕様書

（摘要）

第１条　建設廃棄物の処理については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（平成29年6月16日法律第61号）に基づく他、「建設廃棄物処理指針」（平成23年3月30日付け環廃産第110329004号）及び「建設副産物適正処理推進要綱」（平成14年5月30日付け国土交通事務次官通達)に準拠し、適正な処理に努めなければならない。

建設副産物処理計画書(実施書)

第２条

１　受注者は、建設副産物処理計画書（別途様式）を提出し、監督員の承諾を得た後、処理しなければならない。
また、計画に変動が生じた場合も同様とする。

２　受注者は、建設副産物処理計画書提出時に、下記事項についても提出しなければならない。

(1)　産業廃棄物処理委託契約書　（写）

(2)　処理業者の許可証　（写）

(3)　積換・保管施設、中間処理施設、最終処分場等までの運搬経路の地図及び写真

３　受注者は、工事施工後、産業廃棄物処分状況のわかる写真等整理し、建設副産物処理実施書と共に提出しなければならない。

４　計画数量と処分数量が大きく相違する場合は、要因を検証し、特記事項に記載すること。

（産業廃棄物管理票）

第３条

１　受注者は、産業廃棄物処理の委託に際して、廃棄物の種類ごとにﾏﾆﾌｪｽﾄまたは電子ﾏﾆﾌｪｽﾄを使用し、委託した産業廃棄物が適正に処理されたかどうか確認しなければならない。

２　受注者は、産業廃棄物が適正に処理されたことを確認したうえで、工事施工後、ﾏﾆﾌｪｽﾄ使用の場合はＥ票の写し、電子ﾏﾆﾌｪｽﾄ使用の場合は情報処理ｾﾝﾀｰからの処分通知の画面印刷を提出しなければならない。

（建設副産物情報）

第４条

(一財)日本建設情報総合センターが管理運営する「建設副産物情報交換システム」（COBRIS）により、建設副産物情報を登録し、再生資源利用〔促進〕計画書(実施書)を印刷して建設副産物処理計画書(実施書)と共に提出すること。
再生資材の利用及び建設副産物の発生・搬出が無い場合でも、工事概要のみ登録して提出すること。

年　月　日　提出

建設副産物処理（　◉計画書　　○実施書）

工事名	

現場代理人	

特定建設資材・建設廃棄物の種類	排出量(t)		収集運搬業者①	積替・保管業者	収集運搬業者②（積替があった場合）	処分業者	特記事項
	計画	実施					

建設発生土の種類	搬出量(地山m3)		運搬業者	搬出先名称(ストックヤード・他工事現場・特定事業所等)	特記事項
	計画	実施			

上記については、下記項目を参照し記入すること。

特定建設資材・産業廃棄物の種類		建設発生土の種類	その他特記事項
①ｺﾝｸﾘｰﾄ塊	⑨廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ(廃塩化ﾋﾞﾆﾙ管・継手を除	①第一種建設発生土	
②建設発生木材A(柱・ﾎﾞｰﾄﾞなど木製廃材)	⑩廃石膏ﾎﾞｰﾄﾞ	②第二種建設発生土	
③ｱｽﾌｧﾙﾄ・ｺﾝｸﾘｰﾄ塊	⑪紙くず	③第三種建設発生土	
④その他がれき類	⑫ｱｽﾍﾞｽﾄ(飛散性)	④第四種建設発生土	
⑤建設発生木材B(立木、除根材など)	⑬その他の分別された廃棄物	⑤珪藻土以外の泥土	
⑥建設汚泥	⑭建設混合廃棄物	⑥珪藻土(建設汚泥を除く)	
⑦金属くず	⑮混合廃棄物（管理型含む）		
⑧廃塩化ﾋﾞﾆﾙ管・継手			